



# 知っておきたい「介護」のポイント

## 第2回 将来の介護に対する備えを検討

前回のウェルスレポートでは介護の現状、介護認定、介護施設の種類や費用についてご説明いたしました。今回は将来の介護に対する備えを検討していきたいと思います。

### 1. 将来の介護に対する備え

#### (1) 任意後見制度の活用

認知能力の低下等による将来の介護に備える方法として、任意後見制度が挙げられます。任意後見制度では、将来の判断能力低下に備えて、予め自らが選んだ後見人に委任する事務の内容を、公正証書による契約で決めておきます。本人の判断能力が不十分になった時には、後見

人が委任された事務を本人に代わって行います。金融資産、不動産の変更処分等、特に重要な意思決定について定めておくことで、将来の認知症等発症時における契約締結に係るリスクを回避することが可能となります。

任意後見制度を利用する前に、本人の判断能力が低下してしまった場合には、法定後見制度を活用する方法があります。法定後見制度で

は、家庭裁判所が後見人を選任するため、家族が後見人に就任できるとは限らないなどの弊害があります。また、後見人の権限についても家庭裁判所が定めることになります。

任意後見制度は法定後見制度と比べ、信頼のおける家族・親族を後見人とすることで、柔軟な対応が可能となるメリットがあると言えます。

### 成年後見制度(任意後見制度と法定後見制度の違い)

	任意後見制度	法定後見制度
保護の対象となる人	精神上の障害により判断能力が不十分な状態にある人	精神上の障害により判断能力を常に欠く状態にある人
本人の同意	必要 ※ただし、本人の判断能力が低下し意思表示ができない場合は不要	不要
手続きの方法	任意後見契約の締結後に登記する(任意後見契約は公正証書によることが必要)	家族や本人などが、家庭裁判所に対し審判を申し立てる
後見人の選任方法	任意後見契約により本人が選任する	家庭裁判所により選任される
代理権が付与される行為	任意後見契約で定めた法律行為	財産に関するすべての法律行為
後見人の同意が必要な行為	なし	なし ※日常生活に関するものを除いて本人は法律行為ができない
後見人が取り消せる行為	なし	日常生活に関するものを除くすべての法律行為



## (2)生命保険の活用

前号にて、介護費用は総額で約 500 万円かかるという調査結果があるとお伝えしました。この介護費用を準備する方法として、生命保険の活用があります。公的介護保険で賄えない介護費用を、民間の介護保険で賄うことになります。在宅介護を行うかや、どの施設介護を利用するか等によって介護費用は大きく異なります。希望する介護を思い描いたうえで、加入を検討されるとよいでしょう。

## (3)老後資金の確保

介護資金の準備と合わせて、老後資金についても確保しておくことが必要となります。必要な老後の生活資金を把握し、それに対して貯蓄

や退職金、公的年金などでどれだけ準備できているかを確認することで、不足額を見積もることができます。

一時期話題となった「老後2000万円問題」はあくまで一般的な話であり、老後資金は人それぞれ必要額が異なります。例えば借家と持家とを比較した場合、借家住まいを続けるのであれば、賃料が必要資金に加算されます。老後の収支は介護の費用とは違い、専門家にシミュレーションをしてもらうことで把握することができるため、早い段階で対策を講じることが可能です。また、介護資金はこの老後資金に加算されるイメージで考えておく

## (4)将来の介護に対する希望を家族と共有

ご自身に介護が必要となった際に、住み慣れた自宅での家族による介護を希望される方は多くいらっしゃいます。認知症となった後では、本人の意向を反映することが難しくなる一方、介護を行う家族の負担は大きくなります。厚生労働省によると、60代では認知症の発症率は3%程度ですが、70代の後半では男性12%・女性14%、80代後半になると男性35%・女性44%と大幅な増加が見られ、90代の後半ともなると、男性の51%・女性の84%もの割合で認知症が発症するという結果が出ています。そのため、本人の判断能力が十分なうちに、希望する介護について、家族と共有しておくことが将来の備えとなります。



## 2. 介護について検討する際には専門家に相談を

2回に亘り介護について説明をしましたが、介護はご家族にとっても重要な問題となります。そのため、ご自身が十分な判断能力を有する時に、将来の不測の事態を想定して対策を打っておくことが重要です。

足利銀行では、専門のスタッフが相続対策全般のご相談を承っております。ぜひお近くの窓口へご相談下さい。

〈あしぎん〉では「相続」に関する各種ご相談を承っております。ぜひお気軽にご相談ください。

### ■ 休日のご相談は「休日ウェルスサロン」をご利用ください

専門スタッフが対応	完全予約制専用相談ブース	休日に相談	相談無料
-----------	--------------	-------	------

所在地 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日 土曜日・日曜日 ■土・日以外の祝日は休業  
12月31日～1月3日とその連続する休日、5月3日～5日とその連続する休日は休業

ご予約時間 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも大切なおカネについて気になることは〈あしぎん〉にご相談ください

iDeCo 年金  
NISA 保険の見直し など

